募集 食事券協力店（区内飲食店）

**食事の機会を通して、高齢者の地域との交流や、
つながりを深め、孤立を防ぐことを目的とした事業に
協力いただける店舗を募集しています。**

申込みから協力店になるまで

①高齢者福祉課サービス事業係でお申込み

スマート申請（オンライン申請）または郵送でお申込みいただけます。

▼スマート申請（オンライン申請）



▼申込書をダウンロードし、郵送申込み



②渋谷区社会福祉協議会と契約を締結

申込み後、社会福祉協議会の職員が店舗を訪問し、必要書類をご提出いただきます。

食事券利用・換金の流れ

利用者　協力店舗　渋谷区社会福祉協議会



1 食事の提供
※テイクアウトも対象

支払い



2 換金手続き

支払い
250円＋50円（協力金）



（例）1,000円のお食事の場合
食事券1枚(250円)と現金(750円)で精算

※20枚以上は随時換金が可能
それ以下は四半期ごとに換金

お申込み・お問合せ先
〒150-8010（住所不要）
渋谷区高齢者福祉課 サービス事業係
☎03-3463-1873

▼詳細はこちら（区ウェブサイト）
渋谷区　食事券事業　検索